

2 4 技術標準化プロセスでの知的財産権の行使と競争政策

特別研究員 伊藤 隆史

情報産業分野を中心に規格の標準化が進展しているが、ここでは製品開発とその普及の早期の実現をはかることが目的とされる。これにより消費者にあっても製品の相互互換性が実現されることによる利便性を享受することができる。近年では、標準策定作業が標準団体を設立することによってなされることが多くなっている。この標準策定プロセスでは、構成員が自らの権利を秘匿したまま、保有する知的財産権が付着した技術を標準に取り込ませるよう働きかけ、その実現後に知的財産権の権利行使として、高額のロイヤリティを要求するなどの機会主義的行動を行うことが考えられる。この行為を防止するためにパテントポリシーによって事前に知的財産権の保有の有無を開示することが求められることが多い。本報告では、これに反する行為について、米国での事例を手がかりに、独占禁止法の適用可能性を探りつつ機会主義的行動を防止するための代替策についても検討を行う。

序章

技術標準化は様々な利便性を有する。しかし、標準化にかかわる技術について、特許権を中心とした知的財産権が付着する場合には、対市場効果との関係でも、考慮を要する必要がある。他方、標準として採用され、又は事実上標準として認識されることによって、当該技術への需要が向上させられることもあり得るのであって、この場合には通常の特許技術とは峻別して考えられる必要があることになる。

標準団体内部での標準策定プロセスで知的財産権者が、自らの権利の存在を秘匿しておきながら、この権利によってカバーされている技術を標準に含有させるように働きかけるなどし、標準策定後に自らの権利行使を行うという、いわゆる機会主義的行動が行われることがある。この問題は既に米国において顕在化してきており、今後わが国においても生ずる可能性はあり得る。

本稿では、標準設定団体における標準策定プロセスを分析の対象にする。すなわち事前の標準として位置付けられる標準団体での標準策定につき、知的財産権を秘匿しておきながら後に権利行使を行うことから生ずるホールド・アップ問題を競争政策上いかに防止、規制し得るかを検討することを目的とする。

米国における法理論状況 標準団体と反トラスト法

集団的な標準設定活動に対して反トラスト法上問題となる可能性があるのは、取引制限を内容とする協定を禁ずるシャーマン法1条、独占化、独占化の企図、独占への共謀を禁ずる同法2条、欺瞞的慣行・不公正な競争方法を禁ずるFTC法5条

との関係である。執行当局が標準団体による標準策定プロセスを競争政策上の評価を行うに当たっては、競争者間における協調に対する反トラスト法ガイドライン・知的財産権ライセンスに対する反トラスト法ガイドラインが適用される。

標準団体に対する反トラスト法適用にかかわる要件については、具体的には以下の検討が行われる。第一に、反トラスト法上の損害すなわち因果関係、反トラスト法上の損害である。判例法上、標準団体での標準化プロセスから生ずる損害については、反トラスト法が防止しようとする、そして違反による反競争効果を反映するタイプの行為であるか否かによって判断がなされている。

第二に、競争制限的協定である。標準団体によって行われた行為であればこの要件が推認されることになる。しかしながら、標準団体そのものの行為である場合には単一の事業者によるものと同様に解される。

標準化自体については、必ずしも競争制限的であるとは言えない。したがって、基本的には、合理の原則によって競争政策上の判断がなされることになる。しかしながら、例えば、標準プロセスが、価格協定を偽装する手段として用いられる場合などのように、あからさまな競争制限(naked restraint)と評価される場合には、当然違法の原則によって判断がなされ得ることになる。

判例法上の展開によれば、標準団体が構成員を排除する行為について、当然違法の原則から合理の原則の適用へと移行している。合理の原則のもとでは、取引制限が明らかに競争政策上の損害を惹起するものではないとの考え方が根底にある。この原則においては、問題となる制限行為が、競争促進的であるか、

競争を抑制するかによって競争政策上の損害があったか否かを判断することになる。

合理の原則における判断手法を具体的に整理しつつ、その適用の存り方を検討すると以下ようになる。合理の原則を適用するに当たっては、以下の方法が採られる。まず、原告が、標準団体における協定が反競争的であることを立証しなければならない。続いてこの立証責任が果たされている場合には、協定による競争促進効果を標準団体が立証しなければならない。さらにこの責任が果たされている場合には、再度原告が、競争制限効果が競争促進効果を上回るものであることを立証しなければならない。

基本的に、合理の原則の適用を標準団体又はその他の事業者団体等に適用するに当たり裁判所や執行当局は、二つの基本的な分析方法を用いてきた。

第一に、簡略化された合理の原則(quick look rule of reason)である。これは詳細な市場分析が要されずになされる判断手法である。問題とされた制限行為が価格の上昇を招来し、生産量を減少させることが明らかである場合に適用される。このアプローチによれば、競争の阻害が推認されることになり、立証責任が被告にシフトすることになる。

したがって、被告は当該行為について競争促進効果があることを主張、立証しなければならない。この主張、立証が正当化事由として認められる場合には、通常の合理の原則による判断へと移行することになる。

判例法上、この簡略化された合理の原則が適用されるべきケースとしては、制限行為の反競争効果が明らかであって、経済学の素養に乏しい第三者が見た時であったとしてさへ顧客や市場に対する反競争効果があったと結論付け得る場合であると解されている。

第二に、通常の合理の原則(full rule of reason)である。これは、詳細な市場分析を要するアプローチであって、前述の通り、簡略化された合理の原則による手法が採られる場合においても、被告が正当化事由の立証に成功した場合にも、この手法が採られることになる。標準団体による標準策定プロセスにこの手法での判断が為される場合には、原告は、制限行為によって市場力の利用が創出・増進されることにより、競争が阻害されるおそれがあること、あるいは当該行為が、価格を引き上げ、生産量を減少させることにより競争に対して現実の有害な効果を惹起させたことを立証しなければならない。

このアプローチによって判断がなされる場合には、まず関連

市場を画定する必要がある。標準策定プロセスのコンテキストにおいての市場は、顧客に販売された製品の市場に加え、販売・技術のライセンスに関する市場、いわゆるイノベーション市場が考えられる。

多くの判例においては、これら関連市場における市場力が立証されない場合には、反トラスト法の適用から免責されると解されるに至っている。これらの立場は、市場力の立証を合理の原則の適用に当たる要件と解しているとも見られる。すなわち、関連市場における市場力が小さいものである場合には、反トラスト法上の責任は生じないとするセーフハーバー・ルールがあることになる。

標準策定にかかわる反競争効果を概念的に整理すると、標準団体とメンバーシップの問題、標準の選択と採択、標準プロセスの破壊の問題、に分類され得る。

については、裁判所の立場は、標準団体又は標準そのものが市場力(Market Power)を有しているか否か、そして構成員にとって、そうであることが効果的な競争にとって重要なものであるか否かという角度から精査されているように思われる。またこのようなアプローチは、必ずしも標準化と関係するわけではないジョイント・ベンチャーや競争者間の共同行為に対するものとも一致する。

については、標準規格として採用されなかった製品の製造者や技術に特許権を有する事業者から、競争者の排除に当たるとして反トラスト法違反が主張される可能性がある。また同様に標準が採択された後の状況では、標準団体は特定の製品について、当該標準に適合するか否かについての認証を行うこともある。その上で、標準適合の認証を明示するものとして、販売する製品にその旨を表示するためにシールを貼付するなどの方法を施すこともある。この場合に、この認証を取得できなかった事業者によって、先におけるのと同様の主張がなされる可能性もある。これについて判例法上は、標準がそれを策定した団体の市場力の行使によるものであったか否か、標準の策定に反競争的意図・目的があったか否かの角度から判断がなされている。

については、標準団体における構成員の知的財産権の行使が競争上の優位性によって正当化され得ない機会主義的行動が採られることがある。このような行為について、知的財産権の権利行使として認められ得べきものであるか必ずしも明らかではない場合がある。このような行為についても、基本的には、合理の原則によって判断がなされることになる。

米国における事例の検討

標準団体においては、前章において見られたような、構成員による機会主義的行動を防止するとの観点から、特許権等の開示に関するルールを策定することが多くなっており、このようなルールは「パテント・ポリシー」と呼ばれる。

パテント・ポリシーでは、標準に採用された場合に、ロイヤリティ・フリー又は、合理的かつ非差別的条件下でのライセンス (Reasonable and Non-Discriminatory, RAND) を行うことが求められている。この場合には、標準団体に加盟し、自らが知的財産権を有する技術について標準に内包されることを志向する者は、当該技術に関する情報を開示することが求められる。これにより、知的財産権を秘匿しておき、標準が策定された後に権利行使を行い高額のロイヤリティを求める等の機会主義的行動を防止することが期待されることになる。このパテント・ポリシーに違反したとされることが問題となった事例については3件が挙げられる。第一にDell事件、第二にUnocal事件、第三にRambus事件である。

Dell事件では、Video Electronics Standards Association(以下「VESA」と言う。)に加入していたDellが、標準策定に関連する特許権を取得していたものの標準策定に関連する委員会でこのことを開示していなかったことが問題とされた。具体的には、VESAの標準が採択された直後から商業的に成功を収めるに至り、Dellはこの新しい標準を用いてコンピューター製造を行うVESA構成員事業者に対して、このVLバス規格標準の実施は、Dellの排他的権利(exclusive rights)の侵害である旨の通告を行ったことが問題とされた。

この行為に対し、FTCがFTC法5条に違反するとしたものの、Dellは、VESAに採用された特許権の行使を行わないことにつき同意したため、本件は同意審決により終結した。本件は、同意審決で終了したため、最終的な法的解決が図られたものではないが、標準団体での知的財産権者の権利行使が機会主義的であると位置付けられるような事例が惹起されることを示した。

Unocal事件は、大気資源委員会(the California Air Resources Board,以下「CARB」と言う。)が、低放出の再系統化されたガソリン(reformulated gasoline 以下「RFG」と言う。)の合成を統括する標準を決定するための手続を開始したところ、Dell事件と同様に構成員であったUnocalによる関連情報の不開示又は欺瞞的開示があったとして問題にされた。本件は、他の争点との関係もあったが、Dell事件と同様の位置付

けができる。

Rambus事件は、先の2件に類似する。RambusはDRAM(Dynamic Random Access Memory)産業での企業であったが、同産業の技術的問題から、標準化の必要性が生じ、標準設定機関JEDECソリッドステート技術協会(The JEDEC Solid State Technology Association,以下「JEDEC」と言う。)が設立され、Rambusはここに参画していた。

JEDECはパテント・ポリシーを有しており、ここでは、標準案に関連する技術の特許権を有している場合には開示が求められていた。この標準策定を行っていた委員会でこの旨の照会があった際に、Rambusは立場を明らかにしないでいたが、同社はそのままJEDECから脱会した。

結果的にJEDECは標準を採択することになったが、Rambusは、JEDEC標準にかかわる技術に関する特許権取得の手続を継続し、その多数の取得に成功していた。その上でDRAM製造業者とライセンス契約を締結し、これに応じなかった企業に対して特許侵害訴訟を提起した。

この一連の行為が問題とされたが、審決は、Rambusの行為に反トラスト法違反は存在しないと仮決定を覆し、Rambusの欺瞞的行為は排他的行為であるとし、シャーマン法2条に違反する、Rambusは非合法的に関連市場において独占化(monopolization)を行ったとしてFTC法5条に違反するとした。

米国における学説の展開

標準団体におけるパテント・ポリシーで情報開示が求められている場合において、この開示を義務的なものとして解することの可否については、見解が分かれている。

Janice Mueller論文では、標準団体に参画する特許権者は、参画期間中においては、保有及び出願中(pending)特許の存在を開示する義務を有するものであるとされる。その上で、産業界団体としてのすなわち公的でない私的な標準団体におけるケースでは、この義務に違反する者に対して、強制ライセンスの措置が採られるべきことが提唱されている。開示しなかったことが意図的である場合には権利者による差止請求及び損害賠償請求を否定する、パテント・ミスユースの法理が適用されるべきであるとされる。

これに対し、Mark Lemley論文では、標準団体のパテント・ポリシーについての実証研究を踏まえた上で、これによって情報開示義務を課すことについては懐疑的な立場が示されてい

る。この実証研究では、米国における43に及び標準団体のパテント・ポリシー等内部規則について、実証的な調査を踏まえた検討がなされている。その上での検討を踏まえ、現実的な事実上の問題として、パテント・ポリシーでの情報開示に関する規則の内容は必ずしも一様ではなく、開示が求められる範囲等について、多様であることから、特許権者に対して開示義務の遵守を求めることに強制的な要素を導入することが困難となり得ることが指摘されている。特に単に構成員であるということのみをもって開示義務を課すことは事実上困難であることが主張されている。

同様に、情報開示を標準団体構成員に対して義務付けることに懐疑的な立場を示す見解として、David Baltoのそれがある。David Baltoは、強制力のある開示義務システムを導入することは、標準団体への参加を考える事業者に対しては、トレード・オフになり得るものであるとらえる。しかしながら、この開示についてのシステムが確立されること自体については、競争促進的であり得ることも指摘する。

開示義務によって、この問題を解決しようとする検討を行うMuellerは、この開示義務を義務化することを提唱し、これに違反する者に対しては、法的措置が採られるべきことを主張する。

しかしながら、Lemleyの研究によっても明らかにされているように、実証的には、パテント・ポリシーでの情報開示義務の内容が不明確であることに問題の根源が所在する。現実的な問題として、開示義務の範囲、開示をなすべきタイミング、さらにはこの義務を履行したと言える程度の開示をいかに位置付けるかという困難な問題につき、説得的な解明は未だなされていない状況にあると言える。

ライセンス条件に着目して、事後における特許権の価値のインフレーションを抑制する方法でのアプローチが提唱されている。このアプローチでは、標準団体によるライセンス交渉のシステムを確立することでの解決を図ろうとすることに特徴を有するものと位置付けられる。

しかしながら、このアプローチによっても結果的には事前の開示義務が明確であることが前提になる。そして、この事前の開示義務が十分に履行され得ない場合には根源的な解決へ繋がらないことになる。

さらに、米国において展開されている見解では、標準団体での知的財産権者の権利行使について、反トラスト法の適用による規制の有無について肯定説、否定説がある。

Teece & Sherry論文は、特許権者が反に標準策定プロセスを歪曲したとしても、標準のコスト削減に伴う社会的便益を創出する可能性があるとする立場から、反トラスト法の適用可能性を考察している。ここでは、経済学的観点から、特許権を保有する企業の技術を標準に採用するか否かという判断に当たって、必ずしも社会的に効率的な方法が採用されるとは言えないとの結論が導出される。同論文は、この具体的理由として、第一に、標準団体では、特許権者よりそれを利用する(ライセンスを受ける)構成員の方が数的に多いため、後者に有利となるような規則が制定される可能性が高いこと、第二に、標準団体に実際に参加するのは技術者であることが多く、知的財産権に対してバイアスを有する可能性が高いこと、第三に、ロイヤリティが製造業者、消費者によって、私的コストとして扱われていることを挙げる。そして、これを基点に、反トラスト法の適用については、慎重になされるべきであるとの主張がなされる。

このように社会的コストに着目する見解に対しては、標準の需要に着目する立場から、批判がなされている。Mark R. Pattersonは、Teece & Sherry論文を素材に批判的検討を行う論文で、標準に含有される技術についての特許権者に付与されるべきロイヤリティは、その技術的貢献と需要によって決められるべきであるとする。したがって、ここからは、標準の成立に伴うネットワーク外部性による価値の上昇分とその需要に対してまで褒章を付与するべきではないことが導かれる。Pattersonの見解によれば、標準における技術的貢献を超越した部分については、ロイヤリティの要求を防止し得るとの立場から、反トラスト法の適用可能性が検討されることになる。

日本法への示唆

わが国において、標準化と関連して独占禁止法上問題とされた事例は、必ずしも多くはない。また、問題となった事例はいずれもパテント・プールによるものである。しかしながら今後顕在化する可能性がある。

独占禁止法は、2条5項において「他の事業者の事業活動を排除し、または支配」することによって「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」を私的独占として3条前段によって禁止する。

知的財産権の行使がこの私的独占に該当する可能性を生じさせるのは、基本的には実施許諾を受けずには事業活動をなし得ない特許権等を有する者が第三者へのライセンスを拒絶す

ることである。

この問題に対する従来の規制原理は、知的財産権の保有の有無にかかわらず、高価格設定を違法とすることには疑念的立場が採られてきた。この根拠としては、独占的企業による単独の価格引き上げなどは、競い合いのない顕著な例であるとされ、ゆえにそこへの行政介入は弊害が大きいものであるとの観点から、この状態をもたらす原因行為とその直接の効果・影響を違法判断の対象としてきたことが挙げられる。

本稿の趣旨との関係では、標準団体において知的財産権を有する者が、自らの権利が標準に内包されるよう働きかけ、その実現及び当該標準の普及が完遂した時点で特許権の権利行使として、高額ライセンスを要求する、又はそれに応じない者に対してライセンス拒絶を行う機会主義的行動への規制の解釈論として重要となる。

機会主義的行動に対する独占禁止法の適用可能性を検討するに当たっては、単独の事業者に対する通常のライセンス拒絶の事案とは峻別して考える必要がある。この問題は、単にライセンスを拒絶される場合に競争上の能力が阻害されたにとどまらず、標準によってロックイン効果が生じていることから、実質的な取引が不可能になる。

米国での学説は、標準団体が権利者と交渉を直接行うことで、RAND 条件でライセンスする制度設計を提唱する方向へと進展してきている。

しかしこれについても問題がある。本質的には標準団体は権利関係を扱うことに適している実体ではないこと、RAND 条件に言う合理的なロイヤリティ額について、標準策定後に高額化することを抑止し得るかは明らかでないことなどの批判が生じている。

以上を総合的に勘案すると、標準団体に第三者機関を設立し、中立の立場から、特許権の価値を判断し、標準策定前の段階でライセンス条件の交渉を行う制度を確立することが重要になる。